

会 議 録 (要点筆記)

会 議 名	米原市地域公共交通活性化協議会 設立総会
開 催 日 時	令和5年4月27日(木) 14時00分～15時50分
開 催 場 所	米原市役所 本庁舎1階 コンベンションホール
出席者および 欠席者	出席者：三星会長、西村副会長、田中委員、福島委員、陌間委員、宮川委員、 村田委員、北村(き)委員、村山委員、上津委員、北村(真)委員、 辰野委員、野村委員、松尾委員、糸委員、土屋委員 欠席者：川口委員、野口委員 事務局：自治環境課長 北川、自治環境課参事 磯部、自治環境課 鹿取
議 題	議案第1号：米原市地域公共交通活性化協議会規約について 議案第2号：役員を選出について 議案第3号：米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程について 議案第4号：米原市地域公共交通活性化協議会財務規程について 議案第5号：令和5年度事業計画(案)について 議案第6号：令和5年度収支予算(案)について 議案第7号：米原市地域公共交通計画策定事業について 議案第8号：路線バス(米原多和田線)の運行時刻の見直しについて 議案第9号：路線バス(米原多和田線)のバス停の移設について
結 論	全ての議案について、全員賛成により、承認された。
審 議 経 過	<b>1 あいさつ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(米原市自治環境課 北川課長あいさつ)</li> <li>・令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、各自治体において地域公共交通計画の策定が努力義務とされた。</li> <li>・本市の強みを生かした公共交通政策を強化するため、鉄道・バス・タクシーの交通事業者様や、関係機関等の皆様で構成するこの協議会を新たに設置する中で、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、米原市地域公共交通計画を策定、実施していきたいと考えており、皆様の御協力をお願いしたい。</li> </ul> <b>2 委員名簿の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(事務局から別添資料に基づき説明)</li> <li>・地域公共交通会議の委員に加えて、西日本旅客鉄道株式会社京滋支社の野口様、近江鉄道株式会社鉄道部運輸課の土屋様に新たに参画いただいた。</li> <li>・東海旅客鉄道株式会社様にも参画を依頼しており、現在、社内調整中とのことで、今回は欠席となり、次回以降、出席いただけるよう調整中である。</li> <li>・本日は、米原市障害者福祉協会の川口様と、西日本旅客鉄道株式会社の野口</li> </ul>

様から欠席の御連絡と委任状の提出をいただいている。

### 3 米原市地域公共交通計画の策定に向けて

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

### 3 議事

#### (1) 議案第1号 米原市地域公共交通活性化協議会規約について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

#### 【質疑・意見等】

- ・第7条で会議への代理出席は認めないとあるが、どのような意図か。  
→米原市の付属機関の委員は、お一人お一人に委員を委嘱していることから、代理出席を認めていない。米原市独自のルールに準じた形として、御理解いただきたい。
- ・代理出席できないことで、案件に関係する機関の意見を聞くことができなくなる可能性もある。事前に意見を伺っておくなど、カバーするような方法も検討していただきたい。
- 実際に会議の場に行けない場合は、オンラインでの参加も認めることや、欠席の際には、事前に意見を書いていただくような手法も取っていききたい。
- ・地域公共交通は一般市民の生活の問題でもあるため、一般市民の方にも参画していただく方が良い。策定の趣旨にも、「市民参加のもと」というような表現を追記してはどうか。委員に市民委員が少ないように感じる。障がいの当事者に参画いただくのも良いが、市民委員を増員してはどうか。
- 「米原市地域公共交通計画の策定に向けて」の趣旨の中に「市民参加のもと」を追記する。併せて、規約第3条第6号に「公募による市民」を追加する。
- ・商工事業者との連携も必要となるため、米原市商工会にも参画いただいてはどうか。
- 米原市商工会にも声掛けする方向で調整する。規約第3条第3号「市等の関係機関および団体の代表者」に基づく委員として依頼する。
- ・福祉有償運送に関する議題が出た場合は、米原市福祉政策課と協議した上で、規約第9条の自動車部会に諮られるという理解で良いか。
- そのとおりである。

#### 【審議結果】

- ・事務局から説明があった修正を行った上で、議案第1号について賛成の方は挙手をお願いしたい。

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第1号は承認することに決した。

## (2) 議案第2号 役員の選出について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)
- ・(下記事務局案を提示)  
 会長 近畿大学名誉教授 三星委員  
 副会長 米原市市民部長 西村委員  
 監査委員 滋賀県長浜土木事務所 陌間委員  
 米原警察署 宮川委員

### 【審議結果】

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第2号は承認することに決した。

### 【三星会長 あいさつ】

- ・今、住まいの形が崩れようとしている。90歳以上の方でも車がなくては暮らしていけない、免許返納をしたくてもできない社会になっている。今後、人口減少も加わって、益々ひどくなる恐れがある。
- ・車を運転できる方が生きていける社会であり、学校や仕事に行くにも、交通手段がなければ生きていくことができないのが現実である。
- ・特に、子ども、高齢者、障がい者の方には公共交通が必要であるが、実際は母親がパートをしながら送迎されているような現実があり、結果として共働きを阻害している要因にもなっている。
- ・そのような中で、米原市は全市をデマンドタクシーでカバーしている全国的にも珍しい自治体であり、注目もされている。また、米原駅をはじめとした鉄道網も重要な交通手段となっており、そのような状況も踏まえながら、計画策定を進めていければと思う。

## (3) 議案第3号 米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程について

- ・(事務局から別添資料にも基づき説明)

### 【審議結果】

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第3号は承認することに決した。

(4) 議案第4号 米原市地域公共交通活性化協議会財務規程について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

**【審議結果】**

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第4号は承認することに決した。

(5) 議案第5号 令和5年度事業計画(案)について

(6) 議案第6号 令和5年度収支予算(案)について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

※関連があるため、議案第5号および議案第6号は一括審議

**【質疑・意見等】**

- ・歳入の補助金欄に数字が入っていないが、国等の補助金はないのか。  
→昨年度申請していたが、結果として0査定となった。国に確認したところ、全国的に多くの自治体で計画策定の動きがあり、過半数が0査定であったと聞いている。
- ・2月末時点で、770自治体が計画を策定しているが、まだ800以上の自治体が策定を進めている中で、そのような査定になったと考えられる。

**【審議結果】**

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第5号および議案第6号は承認することに決した。

(7) 議案第7号 米原市地域公共交通計画策定事業について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)
- ・審査委員は、三星会長、西村副会長、福島委員、北村(真)委員、辰野委員にお願いしたいと考えている。

**【質疑・意見等】**

- ・米原市のことを熟知した事業者に策定支援をお願いする必要がある。  
金太郎飴のような計画にならないようにしなければならない。
  - ・仕様書の市民アンケートに関して、対象を市民に限定するのではなく、観光客も含めて、幅広く提案を受付けても良いのではないかと。人数についても、2,000人に限定せず、2,000人以上としても良いのではないかと。
- 御意見のとおり修正したい。

・プレゼンテーション審査では、企業名で先入観を持たせないように、企業名は伏せた上で、審査した方が良い。

→御意見のとおり修正したい。

・計画策定のポイントとして以下の4点が挙げられる。

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含む関係者の連携

特に③の要素が入っていないように思われるので、仕様書等に追記しても良いのではないか。

→計画のポイントとして、実施要領および仕様書に追記したい。

#### 【審議結果】

- ・審査委員について賛成の方は挙手をお願いしたい。
- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、事務局提案のとおり審査委員をお願いする。
- ・議案第7号について、御意見を踏まえた修正を行った上で、賛成の方は挙手をお願いしたい。
- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第7号は承認することに決した。

#### (8) 議案第8号 路線バス(米原多和田線)の運行時刻の見直しについて

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

#### 【審議結果】

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第8号は承認することに決した。

#### (9) 議案第9号 路線バス(米原多和田線)のバス停の移設について

- ・(事務局から別添資料に基づき説明)

#### 【質疑・意見等】

- ・変更理由の説明について、「玄関前での安全な交通を考慮し」などの表現に改めてはどうか。

→御意見のとおり修正したい。

- ・公安委員会への事前協議の結果はどうだったのか。

→施設の出入口付近は避けた方が良いというアドバイスをいただいたため、実際の設置の際は、できる限り多和田寄りの場所に設置したいと考えている。

**【審議結果】**

- ・(挙手全員)
- ・賛成全員のため、議案第9号は承認することに決した。

**4 その他情報提供**

- ・(国土交通省近畿運輸局 田中委員から別添資料に基づき情報提供)
- ・令和6年4月から改善基準告示が改正され、1日の休息期間が継続8時間から、継続11時間を基本とし、継続9時間に改正される。
- ・宅配便を1回で受け取ることで、ドライバーや環境にとってメリットが大きい。各委員や御家族等の間で周知いただけるとありがたい。



以上

会議の公開・ 非公開の別	■公開 傍聴者： <u>1人</u> <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開または非公開とした理由 ( )
-----------------	---

